

公立大学法人兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント究科規程第1号

緑環境景観マネジメント研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号。以下「大学院学則」という。）に基づき、公立大学法人兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決事項の決定)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号）第4条に規定する専決事項として緑環境景観マネジメント研究科長（以下「研究科長」という。）が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(本研究科における教育研究上の目的)

第3条 本研究科は「都市や地域において緑環境による景観形成に関する具体的な知識、理論と技術力をもって、すぐれた景観をそなえ、安らぎと活力に満ち、自然と調和した緑豊かな都市や地域を市民、国・地方公共団体、NPO法人、関係諸団体とともに実現していく高度専門職業人」の育成を目的とする。

(授業科目及び単位数)

第4条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第1のとおりとする。

2 授業科目の種別及び授業時間数等は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

3 各年度の開講科目名、授業時間数は、学年の始めに告示する。

(履修願の届出)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修願を学務所管課に提出しなければならない。

2 各学期において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は、16単位以内とする。

前段に定める単位数の計算は、通年科目にあってはその単位数に2分の1を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。

3 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

4 提出期限後の履修は、原則として認められない。ただし、特別の理由があるときには、当該科目担当教員の承認を得て、研究科長に変更を願い出ることができる。

5 開講科目、授業時間割等が中途変更された場合は、その都度、履修願の届出の変更を認める。

(他研究科又は学部の授業科目の履修)

第6条 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

2 研究科長は、前項の規定により、他の研究科又は学部授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長又は学部長と協議しなければならない。

- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(編入学)

第7条 他の大学院から編入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することができる。

- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の意見を聴いた上で行うものとする。

- 3 大学院学則第19条第3項に規定する本研究科に編入学を希望する者に係る入学資格は、同条第1項を準用する。

(他大学院学生の受入れ)

第8条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により、他大学院学生が本研究科における履修を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(転研究科)

第9条 研究科長は、学生が他の研究科に転科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により、転科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。

- 3 他の研究科の在学学生で本研究科に転科を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

- 4 前項の選考に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(単位修得の認定)

第10条 単位修得の認定は、各授業科目担当の教員により、当該履修年度内に筆答試験によって行うことを原則とし、併せて平常の成績、報告及び出席状況等を勘案する。

- 2 筆答試験によらない場合、成績判定の方法と評価の基準をあらかじめ教科ごとに学生に知らせる。

(成績)

第11条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は、100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

- (2) 合格した科目には、所定の単位を与える。

- (3) 合格した科目の成績は、A+、A、B及びCの評語をもって表し、その区分は、次のとおりとする。

ア A+ (90点以上)

イ A (80点以上90点未満)

ウ B (70点以上80点未満)

エ C (60点以上70点未満)

- 2 合格した科目については、再評価しない。

- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。

(履修方法に関する研究科規程への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、履修方法等については、緑環境景観マネジメント研究科履修規程の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。